補助金等事業概要

1110-20-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10	
補助事業名	佐渡市商工会運営事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	佐渡市における商工業の改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的に、小規模事業者の基盤の強化及び持続的な発展に寄与する佐渡市内の商工会が行う事業に必要な経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市内の商工会
補助対象経費	経営改善普及事業、地域総合振興事業、施設管理事業に要する対象経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
	上限:対象経費の1/3以内
※少額補助金は廃止	〇少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	1/3以内(市単独) 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
 ※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合) 	
	数値化困難
	〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	
※数値目標の設定検証	
	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	市内の商工会を補助することで小規模事業者の基盤強化と持続的な発展に寄与する もの
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日 令和3年3月31日
補助終期	〇終期の設定が3年を超える場合の理由
※サンセット方式の徹底	
	〇開示内容及びその方法(手段)
補助事業の募集・開示等	市内商工会に限定される
事業担当 (担当部署)	地域振興課 商工振興係
事未担当 (電話番号)	0259-63-4152(直通)